

## 令和8年度秋田県地球温暖化防止活動推進員募集要領

### 1 地球温暖化防止活動推進員募集の趣旨

地球温暖化の進行は、豪雨や猛暑をはじめとした気候変動のほか、エネルギー価格の高騰や資源供給への影響など、私たちの生活や産業などに深刻な影響を及ぼす重要な問題となっています。

地球温暖化の原因とされる温室効果ガスの排出を減らし、2050年カーボンニュートラルを実現するためには、事業活動のみならず、日常生活においても県民一人ひとりが地球温暖化を自らの課題として捉え、ライフスタイルを見直す必要があります。

このため、県では、自らの活動や行政が行う普及啓発事業への参加を通じ、県民の皆さんに地球温暖化の現状やその対策に関する正しい知識を広め、地域において地球温暖化の普及啓発を行う秋田県地球温暖化防止活動推進員（以下「推進員」という。）を募集します。

### 2 推進員とは

「地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）」第37条の規定に基づき、秋田県知事が委嘱する地域における地球温暖化対策に関する活動が無償で行う方（ボランティア）です。

### 3 推進員の活動・役割等

- (1) 自らが日常生活において、地球温暖化対策を実践すること。
- (2) 地球温暖化の現状及び地球温暖化対策の重要性について、県民の理解を深めるための普及啓発活動を行うこと。
- (3) 温室効果ガスの排出抑制等に関する、県民への指導・助言をすること。
- (4) 地球温暖化対策の推進を図るための活動を行う県民に対し、情報提供・その他の協力をすること。
- (5) 温室効果ガスの排出抑制等のために、国、地方公共団体又は秋田県地球温暖化防止活動推進センター（以下「センター」という。）が行う施策に協力すること。
- (6) 年1回、所定の様式により活動の実績報告を行うこと。
- (7) 県が実施する地球温暖化に関する研修に参加して、地球温暖化の現状と対策について継続的に学ぶこと。

### 4 任期

令和8年4月1日以降の委嘱された日から令和9年3月31日まで  
(任期終了後も、推進員として活動を希望する場合は所定の手続きを経て再任可能)

## 5 応募資格

地域における地球温暖化の現状や地球温暖化対策に関する知識の普及及び地球温暖化対策の推進を図る活動に熱意と識見を有する方で、次の全ての項目を満たすことが必要です。

- (1) 秋田県内において地球温暖化防止活動を行うことができること。
- (2) 年齢満 18 歳以上で県内に居住又は通勤、通学していること。
- (3) 県又はセンターが開催する推進員の養成研修に参加、またはオンライン配信の講座を受講できること。(ただし、地球温暖化防止活動の分野での活動実績等によっては、研修の全部又は一部について受講義務を免除する場合があります。)

## 6 応募方法

応募申込書(様式 1)に必要な事項を記入の上、「10 申込み・問い合わせ先」に郵送、Eメール又は秋田県電子申請システムにより提出してください。

### 【受付期間】

令和 8 年 4 月 1 日(水)から令和 8 年 10 月 30 日(金)まで(必着)

## 7 養成研修について

「6 応募方法」により提出された応募申込書による書類審査を通過した方には、推進員としての活動に向け、次のいずれかの養成研修を受講していただきます。

### (1) 対面開催型

書類選考通過者には、直近で開催される養成研修の日程及び会場をご案内します。

本研修は、センターが実施することとし、研修についての事務連絡はセンターが行います。

秋田県地球温暖化防止活動推進センター

(指定団体：非営利認定法人環境あきた県民フォーラム)

〒010-0951 秋田市山王 5 丁目 7-6 林泉会館内

TEL 018-853-6755 FAX 018-853-6765

E-mail mail@eco-akita.org

### (2) オンデマンド型

通年で受講が可能です。修了確認のため、受講後にオンラインでの検定試験(ウェブ検定)を実施します。

本研修は、県温暖化対策課(「10 申込み・問い合わせ先」参照)が実施することとし、養成研修についての事務連絡は同課が行います。

## 8 審査結果

応募者全員に県より通知します。

## 9 留意事項

- (1) 推進員は、公務員の資格を有するものではなく、原則として報酬等は支給しません。
- (2) 県やセンターの地球温暖化対策に関する施策に協力する役割があるため、推進員に委嘱された方については、秋田県地球温暖化対策推進人材登録簿（住所、電話、E-mail等を記載）に登録し、温暖化対策に係る業務上必要な範囲において、県の機関、市町村及びセンターに提供します。
- (3) 広く県民に発信するため、推進員の氏名、居住市町村名、得意分野等を県公式ウェブサイト等で公開しますので、あらかじめ御了承ください。
- (4) 推進員の活動はあくまで社会貢献活動の一つですので、推進員であることを表明した上での営利、宗教、選挙及び政治的な目的を有する活動は認められません。
- (5) 推進員としてふさわしくない行為を行ったと認められるときや、特段の理由なく活動を行っていない場合は、再委嘱を行わない、又は解嘱する場合があります。

## 10 申込み・問い合わせ先

秋田県生活環境部温暖化対策課 調整・省エネルギーチーム

郵送：〒010-8570 秋田県秋田市山王四丁目1-1

TEL:018-860-1573

Eメール：en-ondanka@pref.akita.lg.jp

秋田県電子申請システム：<https://ttzk.graffer.jp/pref-akita/smart-apply/apply-procedure-alias/suishininkoubou>

